

最低制限価格の算定基準について

建設工事における最低制限価格の算定基準については以下のとおりです。

対象工事

工事契約課で入札・契約を行う建設工事（予定価格が22億9千万円未満のもの。）

内容

【最低制限基準額】（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

直接工事費 × 97% + 共通仮設費 × 90% + 現場管理費 × 90% + 一般管理費等 × 55%

【最低制限基準額の上限及び下限】 予定価格の92%～75%

最低制限基準額は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の千円未満を切り捨てた額によって算出します。

最低制限価格は、上記の式により算出した最低制限基準額を基礎として、当該額を下回らないように、市長（上下水道局、交通局、病院局発注分については各事業管理者）が定めます。

お問い合わせ 熊本市役所 工事契約課
電話 096-328-2442